

補助率10分の10  
上限10万円

## 県の緊急包括支援事業(介護分・障害分)に市が上乗せ補助 社会福祉施設等感染症対策支援事業



県の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分・障害分)」の補助上限を上回り、介護サービス事業所や障がい福祉サービス事業所などの負担が生じた場合、市が上乗せ補助を行います。

■対象 市内で介護サービス、または障がい福祉サービスを提供している事業所など[県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分、障害分)の支援を受ける事業者に限る]

■補助対象経費 介護・障害福祉サービスを提供するための感染症対策経費  
※補助対象経費は、介護分、障害分異なります。詳しくは、市ホームページに掲載しています

■補助率・上限額 県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護

分、障害分)の補助上限額を超えた分の10分の10(上限10万円)

■申請期限 令和3年3月1日(月)[予定]

\*申請方法など、詳しくは市ホームページに掲載しています



市ホームページ  
QRコード

児童養護施設、産後ケア事業分は、詳細が決まり次第お知らせします

### 【問い合わせ】

▷介護分…新館長寿福祉課(☎24-2111 内線596)

▷障害分…新館障がい福祉課(☎24-2111内線503)

## 県の新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業(介護分・障害分)の概要

県では、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む県内の介護サービス事業所や障がい福祉サービス事業所などを対象に、各福祉サービスの提供に必要な感染症対策費用を支援しています。

### ■対象

- 介護分…全ての介護サービス事業所(訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、多機能型サービス事業所)、介護施設など
- 障害分…全ての障がい福祉サービス事業所(通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、訪問系サービス事業所、相談系サービス事業所)、障害者施設など

### ■支援対象経費

▶衛生用品などの物品購入▶外部の専門家などによる研修費▶研修受講に必要な旅費・宿泊費など▶多機能型簡易居室の設置費用▶面会室を設置するための施設改修費▶施設の消毒・清掃費用▶感染防止を図るための追加的人件費など▶自動車・自転車の購入・リース費用(リースの場合は令和3年3月31日までのリース

料金。自転車は介護分のみ)▶タブレットなどのICT機器の購入・リース費用(通信費用を除く)▶普段と異なる場所でサービスを提供するための家賃や物品の使用料、職員交通費、利用者送迎費▶訪問介護員による同行指導への謝金(通所・訪問サービスに限る)など

■申請期限 令和3年2月28日(日)[予定]

\*支援額などは、サービス内容や施設規模によって異なります。詳しくは、県ホームページに掲載しています



県ホームページ(介護分)  
QRコード



県ホームページ(障害分)  
QRコード

### 【問い合わせ(介護分・障害分共通)】

県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局(☎019-601-5309)

対象期間は  
令和3年2月まで

## 花巻市中小企業持続支援事業 市が独自に家賃の一部を補助



市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響が生じている中小企業者を支援するため、中小企業者が支払う家賃の一部を補助しています。

県の事業が9月30日で終了したことを受け、市では新たに単独事業を実施。10月～令和3年2月の5カ月間を対象に、家賃補助を実施します。

■対象・要件 小売業、飲食業、宿泊業、道路旅客運送業、物品賃貸業および生活関連サービス業などのうち、次のいずれかの要件に該当する中小企業者

○10月～令和3年2月の間のいずれかひと月の売上げが前年同月に比べ50%以上減少

○10月～令和3年2月の間のいずれか連続する3カ月の売上げが前年同期に比べ30%以上減少

■補助率 家賃(土地・建物の賃料、共益費、管理費を含む)の3分の1(月額上限10万円)

■対象期間 10月～令和3年2月の5カ月間(最大50万円を補助)

### ■申請書類

▶交付申請書▶前金払請求書▶家賃金額が確認できる書類(賃貸借契約書の写しなど)▶対象期間における減収した月の売上げが確認できる書類▶口座通帳の写し▶家賃(10月～令和3年2月)の支払い状況が確認できる書類▶家賃支援給付金を受け取った人は、受給内容が確認できる書類ーのほか、次の書類

### ○個人事業主の場合

▶令和元年分確定申告書第一表の写しな

ど▶減収月と前年同月の売上げが確認できる書類(白色申告者…売上台帳など、青色申告者…令和元年分所得税青色申告決算書の写しなど)

### ○法人事業主の場合

▶直近の確定申告書別表第一または登記事項証明書[履歴事項全部証明書]の写しなど▶減収月と前年同月の売上げが確認できる書類(法人事業概況説明書の写しなど)

### ■申請方法

#### ○郵送の場合

▷郵送先…本館商工労政課(〒025-8601 花巻町9-30)

#### ○持参の場合(完全予約制)

▷受付日時…令和3年3月31日(水)までの月～金曜日、午前9時～午後4時

▷受付会場…本館商工労政課、各総合支所地域振興課

▷予約先…本館商工労政課(☎41-3539)

\*申請様式などは市ホームページに掲載しています



市ホームページ  
QRコード

【問い合わせ・予約】本館商工労政課(☎41-3539)、各総合支所地域振興課(大迫☎41-3122、石鳥谷☎41-3442、東和☎41-6514)

心配な人は  
ご相談ください

## 新型コロナウイルス感染症に 関する相談窓口

岩手県  
帰国者・接触者相談センター

24時間対応

☎019-651-3175

FAX019-626-0837

岩手県  
感染症相談窓口

午前9時～午後9時

☎019-629-6085

FAX019-626-0837

厚生労働省  
電話相談窓口

午前9時～午後9時

☎0120-565653

FAX03-3595-2756